

【保護者記入】

新型コロナウイルス感染症による欠席届

年 組 番 氏名

新型コロナウイルス感染症により

年 月 日 ～ 年 月 日 欠席したことを報告いたします。

以下の項目が当てはまっていることを保護者、本人で確認し登校を再開してください。

☐ 発症日を0日、翌日から数えて5日を経過している。かつ「症状が軽快した後一日を経過」している。
「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱しかつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

☐ 一日を通して学校活動ができるまでに症状が回復している。

裏面に新型コロナウイルス感染症 陽性、もしくは医療機関を受診したことがわかる証明資料を添付

年 月 日

保護者氏名

【担任記入欄】

早退の有無を確認し、ある場合は記入。上記欠席期間の確認と添付書類を確認してサインする。

早退： 月 日 () 時間目から

担任サイン

提出 生徒→担任→教務→保健室

保護者の方へ

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、罹患（陽性）が確認できる検査キットの写真をプリントアウトしたものや検査結果で陽性となったことがわかる書類の添付をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に罹患した際には『新型コロナウイルス感染症による欠席届』の提出と罹患したことがわかる資料の添付をもって出席停止といたします。提出がない場合には通常の欠席扱いとなります。出席停止期間が大幅に延長する場合には、医療機関を受診していただき医師の見解をいただくこともあります。

新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症に罹患した場合には、WEB 通信多目的掲示板 1 の『学校感染症届け出用紙』にあります『登校開始許可証明書』、『インフルエンザによる欠席届』を使用してください。

第二種の感染症 **新型コロナウイルス感染症** 出席停止期間(基準)

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、

「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。

「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱しかつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。

「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。

以上

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（5 文科初第 345 号 令和 5 年 4 月 28 日通知）より一部抜粋

- 登校再開時に持参し担任に提出してください。ダウンロードができないなどの理由があり登校再開時に提出できなかった場合は遅くとも登校再開後 1 週間以内に提出して下さい。

【以下に新型コロナウイルス感染症陽性、もしくは医療機関を受診したことがわかる証明資料を添付】